


適格退職年金制度にご加入されている場合は、必ずご一読ください。

アイ企業年金基金は、**愛知県鉄工連合会**（愛知県下の機械金属業界の中小企業を中心に組織した団体）を母体として、平成18年4月に発足した退職金の社外積立制度です。地元（愛知県）に密着し、確定給付年金（DB）事業と確定拠出年金（DC）事業を運営するとともに、ご加入企業の退職金制度を継続的にサポートしています。

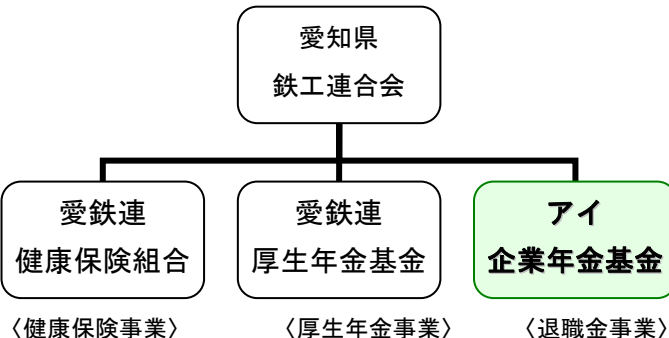
愛鉄連厚生年金基金加入事業所 事業主のみなさまへ

◇アイ企業年金基金の母体◇



【愛知県鉄工連合会】


愛知県鉄工連合会は、昭和32年7月に愛知県下の機械金属業界の中小企業を中心に組織され、現在20支部、会員数約1,300社で運営されています。



※上記団体の資本関係は一切ありません。
アイ企業年金基金は厚生労働大臣の認可を得て設立された特別法人です。

（※）愛知県鉄工連合会を母体とするグループ団体は、アイ企業年金基金、愛鉄連厚生年金基金、愛鉄連健康保険組合の3つです。

◇アイ企業年金基金の概要◇



【アイ企業年金基金】

アイ企業年金基金は、H18.4に全国初の総合型確定給付企業年金基金として設立され、確定給付年金（DB）事業と確定拠出年金（DC）事業を運営しています。

アイ企業年金基金は、平成23年度末をもって廃止される税制適格退職年金の受け皿として、今後ますます加入企業が増えていく予定です。

設 立	平成18年4月1日
加入企業数	85社（H22/4）
総幹事会社	住友信託銀行
加入員総数	約 4,100人
厚生年金被保険	約 6,100人
年金資産	約 25億円

（問い合わせ先）

愛鉄連厚生年金基金

（電話 052-481-7251）

アイ企業年金基金

（電話 052-481-5608）

※お問い合わせの際は『適格年金移行の件』とお伝えください

お急ぎください！！

適格退職年金制度の廃止(移行)期限まであとわずかです。



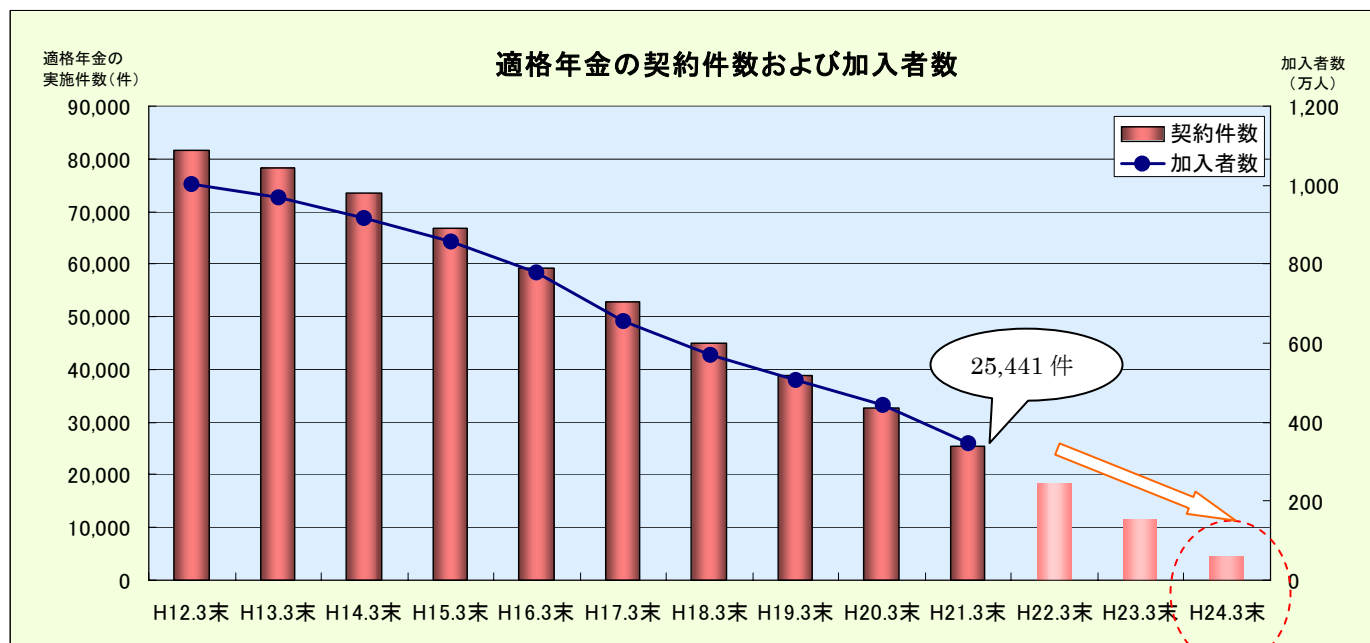
適格退職年金制度の廃止(移行)期限が近づいてきました。ところが未だ移行が済んでいない企業が数多く残っています。愛鉄連厚生年金基金では、加入事業所のみなさまが移行期限に間に合わず移行ができないという事態を避けるため、適格年金移行支援(情報提供や移行先のご提案等、希望に応じたサービス)を行っています。

適格年金の移行がお済みでない場合は、お気軽にご相談ください。

1.適格退職年金制度は、平成 24 年 3 月 31 日に廃止されます。

適格退職年金制度は、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日以降は税制上の優遇措置を受けられなくなります。

適格退職年金制度の廃止まで、2 年を残すのみとなりましたが、平成 21 年度末時点では未だ2万5441件(加入者数約 348 万人)の契約が残ったままとなっています。

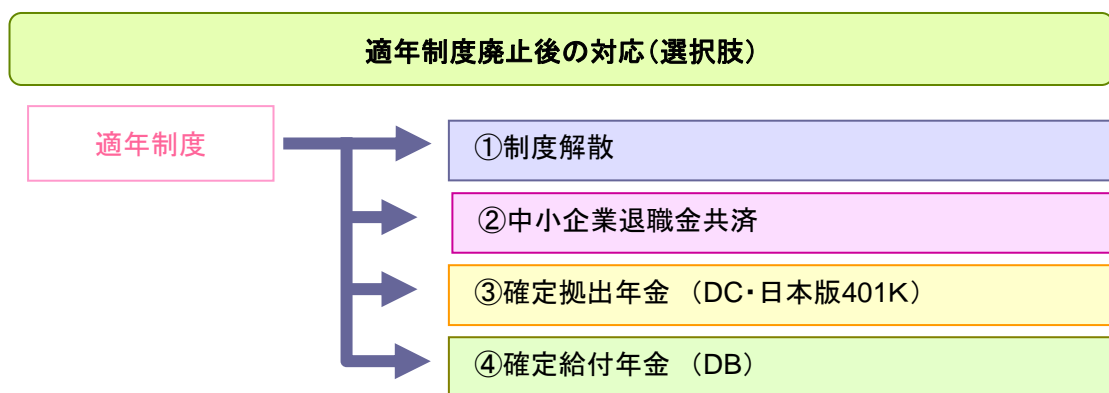


このままの移行スピードは1年に平均6,240件減ですが、仮に7,000件減するスピードとしても、約4,400件程度が移行期限に間に合わない計算になります。

万が一廃止期限に間に合わず、解約することになった場合、適格年金の資産は従業員に分配となり、分配金は税法上一時所得となります。(課税対象) **御社は大丈夫でしょうか？念のため今一度ご確認ください。**

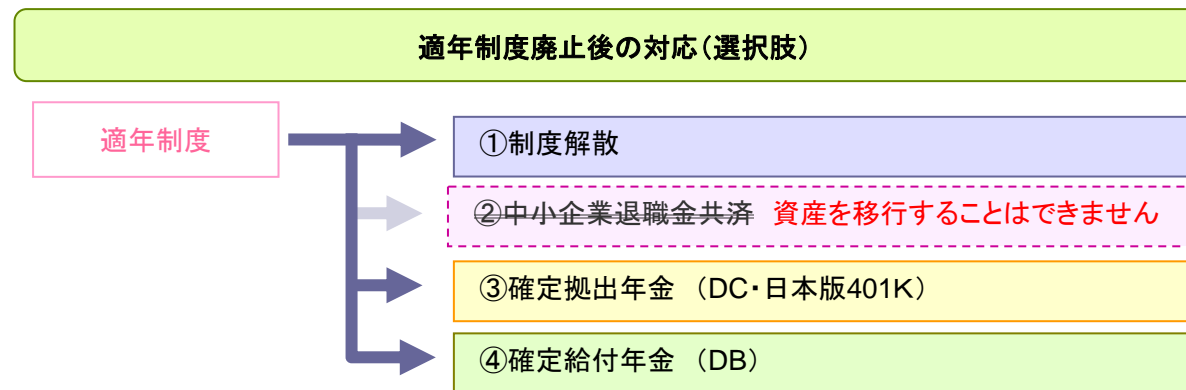
2.適格退職年金制度の受け皿として、確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度などがあります。

引き続き税制上の優遇措置を受けるためには、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、厚生年金基金制度、中小企業退職金共済制度といった企業年金制度等に移行する必要があります。



中退共と適格退職年金制度の両方にご加入している企業の方は注意が必要です。

中小企業退職金共済に現在加入している場合、適格年金制度の資産を中小企業退職金共済制度に移行することはできません。そのため現実的な選択肢は、確定給付企業年金か確定拠出年金かの選択になります。

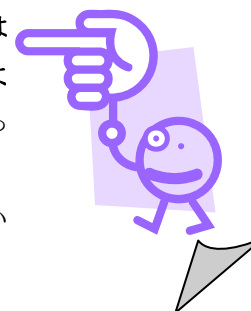


【関連ニュース】中退共にご加入している企業でも、中退共に適格年金の資産を移行できるようになる???

当初、中小企業退職金共済では問い合わせをすると、『現在中退共にご加入している場合でも、適格年金制度の資産を中退共に移行できるよう要望は出しているのですが、廃止に間に合わない企業が多くいれば、移行も可能になると思われます。もし待てるのであれば、移行期限までお待ちください。』(中退共名古屋相談センター)と回答が返ってきました。

ところが現在では、『法案がとおっておらず、現状まったく進んでいない状態です。資産移行は雲行きが怪しくなってきました。ご迷惑をかけるはいけませんので、他の移行先を検討したほうがよいと思われます』(中退共事業本部契約課および中退共名古屋相談センター)との回答が変わってきています。

もし移行できることを待っているならば、移行期限に間に合わなくなる前に、移行先制度について検討を開始し始めたほうがよろしいのではないのでしょうか。

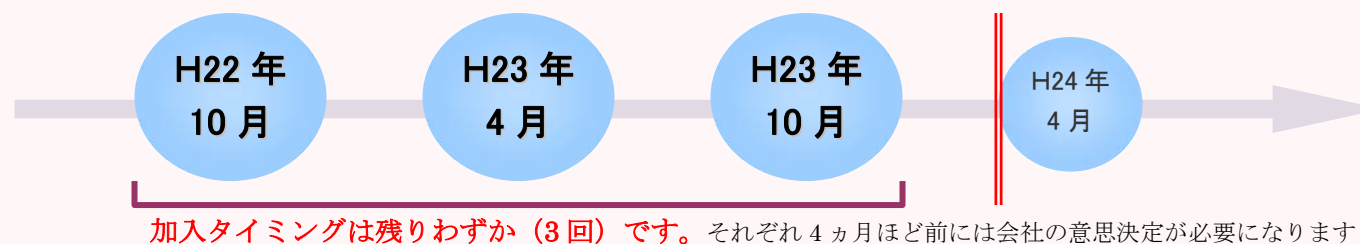


3.退職金制度を変更するためには、半年～1年ほどの期間が必要であり、もうあまり余裕はありません。

確定給付企業年金制度(DB)や、確定拠出年金制度(DC・日本版401K)への制度変更は、厚生労働省への認可申請が必要となるため、最短でも6ヶ月程度、余裕をもった検討期間を考慮すると約1年の期間が必要です。

適格年金の廃止まで残り2年です。まだ検討を開始していない場合、余裕はなく、ぎりぎりのタイミングになってきていますので、適格退職年金制度に現在も加入している場合、早急に検討を開始する必要があります。

アイ企業年金基金へのご加入(適年資産を移行し、アイ企業年金基金に加入)をご検討いただく場合、加入することができるタイミングは残りわずかです。



加入タイミングは残りわずか(3回)です。それぞれ4ヵ月ほど前には会社の意思決定が必要になります